



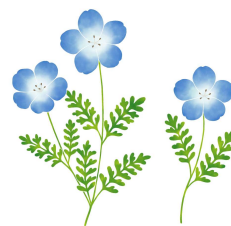
2026年 4月 第165号

産業文化通信

J C I 産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-7 6階

電話：03-3525-4838



新年度がスタート致しました。組合員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。3月はインドネシアの2つの祝日：バリ・ヒンドゥーの元日（ニューピ）及び、イスラム教の断食明け大祭（イード・アル・フィトル）がありました。残るお正月は、4月にカンボジアのクメール正月（4/14）とミャンマーの元日（4/17）の2つのみです。ようやく、全実習生が新年を迎える事となりそうです。

【新制度】 技能実習制度廃止前の選抜・入国及び 育成就労制度開始前の選抜・入国スケジュールについて

2027年4月1日の実習生制度廃止まで、残り1年となりました。実習生として入国できる具体的な終了日も決まり、いよいよ育成就労制度のスタート時期も見えてまいりました。

ここで、実習生受入希望の場合の最終スケジュールと、育成就労受入希望の場合の開始スケジュールを、改めてご案内致します。

- **技能実習生受入の場合** 最終選抜実施：2026年10月頃まで
最終入国予定：2027年4～5月頃
(※経過措置では6/30まで入国可、但し1日でも過ぎたら上陸できません。)
※選抜及び入国申請は、9～12月頃は大変な混雑が予想されますので、受入ご希望の際は可能な限り早めの実施を、強くお勧めいたします！

- **育成就労受入の場合** 初回面接実施：2026年12月頃から
初回入国予定：2027年7月以降
※育成就労計画の申請及び、監理支援機関の許可申請（組合のライセンス）を同時進行で行う為、初回の申請は時間がかかる事が予想されます。また、受入企業自身も特定技能同様、事前に協議会の加入が必要となります。（加入協議会の内容はまだ発表されておりません。）
2027年上半期の受入れを予定されている企業様は、**できる限り、技能実習制度での受入れを強くお勧めいたします。**

※現在、特定技能対象外の分野（自動車部品製造業等）も、2027年4月に追加される予定です。

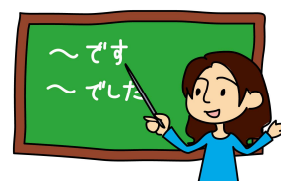
日本語能力試験のご案内

↓※3/26時点でN3・N4レベルは定員に達した為、申込不可となりました。

次回、2026年7月5日（日）に実施される、日本語能力試験の受験申込期間は、3/17～4/7（火）です。（試験料：¥7,500）

近年受験希望者が増加しており、今回から申込多数の場合は、事前に

申し込み打ち切りとなります。受験希望者は、組合にて団体申込をします。



実習制度終了前に入国した実習生の入国後の取り扱いについて

技能実習生の最終選抜時期と、入国時期については、表面でご案内した通りですが、制度終了前に入国した実習生は、その後どのような取り扱いになるのか？「1年後には育成就労に資格変更するの？」というご質問をよくいただきますので、制度終了間際に入国した実習生のその後について、ご説明します。

- ① **実習生として入国した実習生は、3年間満了まで（技能実習2号満了まで）=実習生のままです。**
※実習制度修了後も、2030年4月頃までは、技能実習の在留資格を持った実習生が国内に存在します。
- ② **技能実習3号に移行できるのは、2025年3月入国者まで。**
※技能実習3号移行の要件は、2027年4月1日時点で、技能実習2号を1年以上行っていることです。よって、この条件を満たせるのは、2025年3月までに入国した実習生までです。
- ③ 2027年4月以降、ケガや病気、その他理由で実習を一時中断し、再度再開する = 可能です。
- ④ 2027年4月以降、他の在留資格(特定技能等)から、実習生への資格変更 = できません。

その他個別の要件については、組合にお問い合わせ
もしくは法務省 HPにてご確認ください。

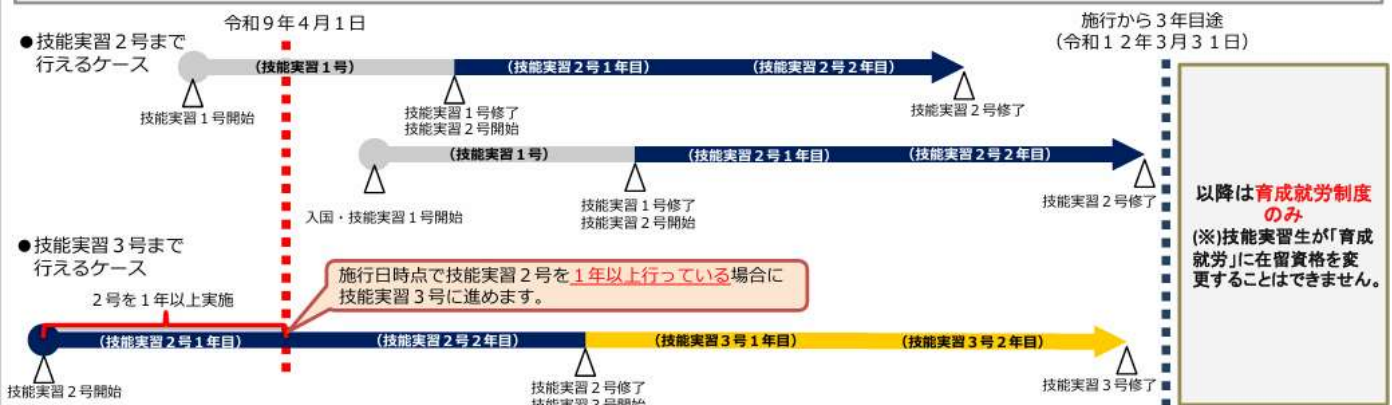
技能実習 経過措置 法務省

検索

育成就労制度施行後の技能実習の取扱い②

次の段階の技能実習への移行について（附則9条3項）

- 施行日以降に技能実習1号を修了した者は、引き続き技能実習2号に進むことができます。
- 施行日以降に技能実習3号に進むためには、**施行日時点において技能実習2号を1年以上行っていることが必要です。**



技能実習計画の変更と実習の中断・再開について（附則9条4項）

- 施行日以降に技能実習計画の変更が必要となった場合は、技能実習計画の変更認定を受けることができ、変更後の技能実習計画に基づき技能実習を行うことができます。

